

令和3年度
草加市プレミアム付商品券

当選した人にはがきを送付

☎産業振興課 ☎922-3073 ☎922-3406

～たくさんのご応募ありがとうございました～

同商品券は、7月21日(水)に申込受付を終了し、発行数10万冊に対し9万1821人から26万887冊の申し込みがありました。今後は、申し込みいただいた市内在住の人を対象に抽選を実施します。抽選の結果、当選した人にもみ8月13日(金)に購入引換はがきを実行委員会から発送します。落選者には通知しません。

■引換販売期間 8月23日(月)～9月6日(月)

■引換場所・持ち物 購入引換はがきに記載

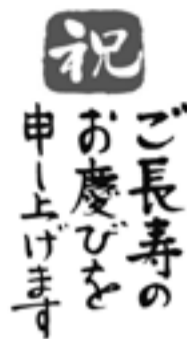
※代理購入可能です。

※購入後の返金、購入引換はがき及び商品券は再発行できません。

☎令和3年度草加市プレミアム付商品券
事業実行委員会事務局(草加市商店連合
事業協同組合内)へ。 ☎928-8121
(平日午前10時～午後4時)

ご長寿のお祝いには 敬老祝金を贈呈

☎長寿支援課 ☎922-1342 ☎922-3279



対象者へ8月中旬に通知を送付します。同封の口座振込依頼書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送するか、長寿支援課へ提出してください。

■支給方法

現金を指定の口座に振り込み

■支給対象者・支給額

5月1日現在、市内に住民登録があり、8月1日現在、引き続き市内に居住している下表の人

年齢	生年月日	支給額
満99歳(白寿)	大正10年8月2日～同11年8月1日	5万円
満88歳(米寿)	昭和7年8月2日～同8年8月1日	3万円

であいの森・ふれあいの里 送迎バス運行ルートを変更 9月1日から

☎長寿支援課 ☎922-1342 ☎922-3279 であいの森 ☎936-2791 ☎936-2792 ふれあいの里 ☎920-6222 ☎920-6251

両館への送迎バスは、曜日によってコースを替えて運行していましたが、9月1日(水)から、であいの森は「獨協大学前〈草加松原〉駅コース」、ふれあいの里は「草加コース」のみを毎日運行します。施設を利用される際は注意してください。各停車場や時間などは、市ホームページまたは各施設で確認してください。

■新しい主な運行ルート

であいの森

【午前便】 発 獨協大学前〈草加松原〉駅前 (9:20) → 着 であいの森 (9:40)
【午後便】 発 であいの森 (13:30) → 着 獨協大学前〈草加松原〉駅前 (13:47)
 発 であいの森 (15:30) → 着 獨協大学前〈草加松原〉駅前 (15:47)

ふれあいの里

【午前便】 発 草加神社バス停 (9:37) → 着 ふれあいの里 (9:55)
【午後便】 発 ふれあいの里 (12:50) → 着 草加神社バス停前 (13:05)
 発 ふれあいの里 (15:30) → 着 草加神社バス停前 (15:50)

国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金支給・保険税(料)減免

☎国民健康保険(傷病手当金について) ☎922-1593 ☎922-3178
(保険税減免について) ☎922-1592 ☎922-3178
後期高齢者医療 ☎922-1367 ☎922-3178

新型コロナウイルス感染症対策関連

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少してしまった人等に対して、保険税(料)の減免及び傷病手当金の支給をします。

ご自身が対象かどうかや、申請に必要な書類等は、市ホームページまたは各担当窓口で確認してください。

傷病手当金の支給

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染などを理由に仕事を休んだことで、給与が受けられなかった場合に傷病手当金が支給されます。

■対象者

次の(1)～(2)の要件に全て該当する人

- (1)勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること
- (2)新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いによる療養のため、就労ができなかった期間が連続して4日以上あり、その療養のため受けられなかった給与があること

■支給対象期間

就労ができなかった期間(4日目から起算)

■支給額※1

$$\left(\frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象となる日数} \times 2$$

※1 支給額の上限あり。また、給与を受けることができる人は、支給額の減額または不支給となる場合があります。

※2 支給対象期間のうち、就労を予定していた日数。

保険税(料)の減免

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により次のいずれかに該当する人は、申請により保険税(料)の全部または一部減免が受けられます。

■減免額・減免となる世帯

▶対象1 全額減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

▶対象2 一部減免

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年に比べ著しく減少したなどの場合で、次の(ア)～(イ)の要件に全て該当する世帯の人

(ア)生計維持者の令和3年の事業収入等(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)が令和2年に比べ30%以上減少する見込みである

(イ)生計維持者の令和2年の所得合計が1000万円以下

(ウ)収入減少が見込まれる所得以外の令和2年の所得合計が400万円以下

※令和3年3月加入者の令和2年度分の保険料(普通徴収の納期限が令和3年4月以後の人のみ)は、令和2年と令和元年の収入を比較して30%以上減少していること等が要件です。

■申込期限

原則として、納税通知書に記載された最初の納期限まで